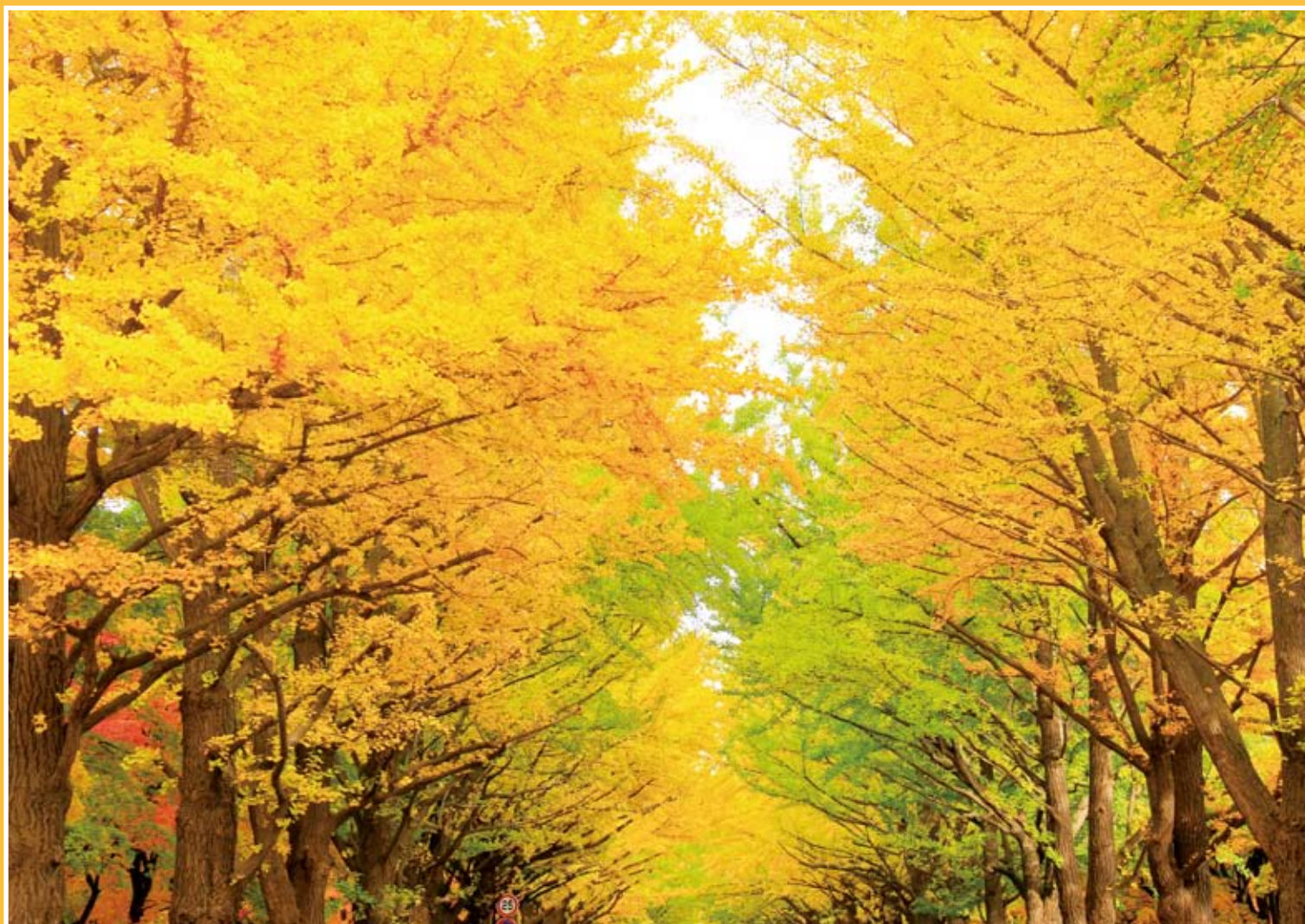


# 互助だより

No.110

平成29年10月1日

平成29年度「健康記念」の給付について	2
人間ドック助成事業について	2
医療費控除と療養補助金について	3
「療養補助金請求書」様式の一部変更のお知らせ	4
給付金等の請求時の注意点について（お願い）	5
事務局から組合員とその家族の方へ	6
各月の締切日・送金日についてのご案内	7
事務局からのお知らせ	8



一般財団法人 広島県教育職員互助組合  
〒730-8514 広島市中区基町9-42  
TEL(082)228-1386 <http://www.gojo.or.jp>

《ご家族の方もご覧ください。保管しておいてください。》

# 「健康記念」の給付について

## 「健康記念」とは、

- 退職医療制度で実施している福祉事業です。
- 療養補助金の終了年齢である満70歳になるまでの間に、療養補助金の給付を一度も受給することがなかった方に、「健康記念」として、30,000円を給付するものです。
- 本年度の該当者は、次のとおりです。  
平成29年3月31日までに満70歳に達せられた方で、それまでの間に、療養補助金の給付を一度も受給することがなかった方です。
- 本年度の該当者は、互助組合で把握しております。
- 互助組合から、本年度の該当者にご案内をお送りして、給付することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

該当者への給付予定日は⇒ **平成29年10月27日(金)**です。

## 人間ドック助成事業について

(※本年度の人間ドック受診者募集は終了しました。)

昭和55年度から始まった人間ドック助成事業は、本年度で37年目を迎え、毎年度多くの組合員の方のご参加をいただいております。本年度も多数のお申し込みをいただきまして、大変ありがとうございました。今後ともこの事業をよりご活用いただくために、事業の現況について報告します。

また、来年度は、東広島市と庄原市の健診機関での実施を検討しておりますので、引き続き多くの組合員の方にご参加いただきますようお願いいたします。

### 最近の地域別、健診機関別受診者数

(単位:人)

	地域(市)	健診機関	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1	広島市	メディックス広島健診センター	91	48	46	47	70	68	75
2		グランドタワーメディカルコート	31	26	30	24	18	27	27
3		広島県環境保健協会	0	100	87	83	102	99	99
4		広島赤十字・原爆病院	296	282	247	239	215	203	222
5		アルパーク検診クリニック	87	91	77	84	82	85	91
6		長崎病院 成人病予防センター	47	48	48	52	54	55	63
7		広島県地域保健医療推進機構	63	49	49	42	49	53	54
8	呉市	呉市医師会病院	64	48	44	44	35	35	46
9	三原市	三原市医師会病院	87	83	61	73	66	68	79
10	尾道市	公立みつぎ総合病院	20	10	15	14	14	23	29
11	福山市	公立学校共済組合中国中央病院	325	409	390	372	375	379	370
12		日本鋼管福山病院	31	8	10	8	10	14	17
13	三次市	三次地区医療センター	38	44	41	38	40	40	49
14		市立三次中央病院	69	65	54	54	50	45	51
		合計	1,249	1,311	1,199	1,174	1,180	1,194	1,272

※H29年度は見込



# 医療費控除と療養補助金について

(確定申告)

(70歳までの給付)

**医療費控除**とは、確定申告で、本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、1年間（1月～12月）に支払った医療費がある場合、次の〈計算式〉によって計算した額を、医療費控除対象額として、他の各種控除と合わせて、その年の課税所得から差し引くことができるものです。

## 〈医療費控除対象額を算出する計算式〉

1年間支払った  
医療費の総額

保険金や  
互助給付などで  
補てんされた金額

10万円  
※総所得金額等が  
200万円未満の人は、  
総所得金額等の5%  
(国税庁のHP)

医療費控除  
対象額

※最高 200万円まで

◆療養補助金は、補てんされた金額に該当します。

◆70歳までの退職医療組合員の方で、療養補助金の給付を受けた場合は、計算式のとおり計算して、医療費控除対象額が生じる場合は、確定申告で、医療費控除の適用を受けることができます。

◆その場合、確定申告に提出するために、1年間（1月～12月）の療養補助金の給付額について、**医療給付証明**を交付します。

お電話・郵便などで

◆交付をご希望の方は、互助組合事務局までお申込みください。

(※概ね、1月～2月頃に交付の申込みをいただき、2月～3月頃に交付しています。)

**互助組合事務局 (082) 228-1386**

【参考】詳しくは、確定申告に行かれる税務署にお尋ねください。

### 医療費控除の対象となるもの

- ・治療を目的とする診療費・治療費
- ・保険診療（外来・入院）の自己負担額
- ・医師の処方箋による医薬品及び薬局で購入した医薬品
- ・治療のためのはり灸・マッサージなどの施術代
- ・コルセット、松葉杖、義歯等治療用・医療用器具
- ・入院のための部屋代、食事代の費用 …など

### 医療費控除の対象とならないもの

- ・治療を目的としない予防や健康増進の費用
- ・健康管理のための人間ドック・健診等の費用
- ・インフルエンザ等の予防接種
- ・文書料・診断書等の作成料
- ・医師等に対する謝礼
- ・通院のための自家用車ガソリン代・駐車代
- ・自然食品・健康食品 …など

～様式の一部変更のお知らせ～

★記入するところが、新しく1か所増えました

★医療機関名（病院名・薬局名）を、【記入例】のとおりに入力してください。

★今までの様式も使用できます。

★請求方法は、これまでと同様です。

※医療機関ごと（病院ごと、薬局ごと）で、月ごとに、1枚の請求書を作成してください。

★請求期間は、満70歳に達する年度末（3月31日診療分）までです。

★未請求分がある場合は、3年間さかのぼって請求することができます。

【記入例】

NEW

★病院名・薬局名等のいずれかを記入してください。

第5条関係

㊦ 退職医療給付（療養補助金）請求書

太枠内に記入してください。

退職医療組合員番号	請求年月日	療養者の区分	加入している公的医療 保険の自己負担割合
12345	平成29年10月1日	本人・配偶者 ↑いずれかに○を	3割
次のとおり療養を受けましたので、療養補助金を請求します。 一般財団法人 広島県教育職員互助組合理事長 様 (名 前) 互助太郎 (印) 請求者			
● (この枠内は、請求者をご記入ください。)			
療 養 内 容			
● (領収書により請求される場合は、↓療養者、療養者生年月日、療養年月、外来・入院、 病院等、薬局等 欄は、請求者をご記入ください。)			
療 養 者 (名前)	療養者生年月日	療養年月	
互助太郎	昭和22年5月10日生	平成29年9月分	
病 院 等	病 院 (保険医療機関等) ※合計点数	外来 入院 1 2 ↑いずれかの番号に○を	
薬 局 等	接骨院等) ※保険適用の施術料合計	円	
保 険 医 療 機 関 等	● (領収書により請求される場合はこの欄は、空欄のまま記入は不要です。)		
平成 年 月 日	所在地		
保険医療機関名 (接骨院等)	(印)		
電話番号			

領収書(コピー可)等貼付欄

保険医療機関等へお願い

退職教職員の療養（保険適用分）について、助成する事業を行っています。お手数とは存じますが、御協力をお願いします。この制度に加入の療養者から証明の依頼があった場合は、上記の「療養内容」欄をご記入のうえ、「保険医療機関等」欄にご記名・押印ください。

【お問い合わせ先：一般財団法人 広島県教育職員互助組合 TEL (082) 228-1386】

- 注意
- この請求書は、毎月、保険医療機関等毎、入院・外来毎で1枚作成してください。
  - 給付額は、毎月、保険医療機関等毎、入院・外来毎の【診療の総額×20%】で、かつ63,600円以内です。
  - 記入にあたっては、複写式になっていますので黒ボールペンで強めに、はっきりとお書きください。
  - 領収書等（コピー可）を貼付される場合は、貼付欄に剥がれないように糊付し、ホッチキスは使用しないでください。
  - 請求書は、電算機処理で毎月10日で締めたものをその月の28日に送金します。

# 給付金等の請求時の注意点について(お願い)

## 療養補助金 (70歳に達する会計年度末まで給付)

◎次の欄は必ずご記入ください。

- ・療養者名前                      ・生年月日                      ・診療年月
- ・外来, 入院欄への○印              ・病院名・薬局名(新様式)

◎添付いただく領収書

- ・コピーで可(原本の場合, お返しできません)
- ・請求書にのり等で貼り付けてください

## 慶祝金 (70歳以上の長寿年齢のお祝金)

◎慶祝金の支給に必要な請求書の用紙は, ご長寿年齢(満年齢)に達する誕生月の月初めに互助組合からお送りします。

(例) 11月が誕生月の場合は, 11月初旬ごろに請求書をお送りします。

(※長寿年齢: 70歳, 77歳, 80歳, 88歳, 90歳, 99歳)

## 入院助成金 (年齢制限はなく, 終身ご利用できます。)

◎連続して7日以上入院された場合は, 対象になります。

計算式:  $\text{日額 } 1,200\text{円} \times \text{入院日数(1年度: 60日が限度)}$

◎添付いただく領収書など(コピー可)

- ①領収書(入院期間の記載があるもの)
- ②入院証明書
- ③退院証明書

◎転院された場合など2か所以上の病院で, 入院期間の証明を「保険医療機関証明書欄」(請求書内)に受ける場合は, 請求書様式をコピーして利用してください。

◎入院期間が2~3年度にわたっていて, 領収書(コピー)を添付される場合は, 1枚の請求書で, 2~3年度分(各年度で60日ずつ給付)を請求してください。

◎7日以上入院後に, お亡くなりになられた場合は, ご遺族に支給します。

◎「入院助成金請求書」は, 互助組合ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.gojo.or.jp>)



## 1 住所変更等(住居表示の変更も含む。)をされたとき

互助組合からの郵便物(互助だよりの送付、慶祝金の通知等)が、受取人不在等で返ってくるがよくあります。住居表示の変更を含めて住所・電話番号等、下記 **互変更届** の様式にある項目に変更があった場合は、お手数ですが、下記の様式にご記入の上、必ず互助組合事務局まで郵送くださるよう、よろしくお願いします。

下記 **互変更届** の様式を切り取ってお使いください。また、互助組合ホームページからも、様式をダウンロードできますのでご利用ください。(※互助組合ホームページ: <http://www.gojo.or.jp>)

## 2 退職医療組合員の方が死亡されたとき

公立学校共済組合へは年金等の関係でご家族の方が連絡をされると思いますが、公立学校共済組合と互助組合は、退職者については連携していないため、ご面倒ですが、互助組合にも以下の連絡先に電話等によるご連絡をお願いします。

〈連絡先〉一般財団法人 広島県教育職員互助組合

〒730-8514 広島市中区基町9-42 TEL (082)228-1386

(キリトリ線)

(第7条関係)



## 変 更 届

退職医療組合員番号				
※変更した事項の欄のみ記入して下さい	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	フリガナ 名前			
	郵便番号	〒	〒	
	フリガナ 住 所 (詳細に記入してください)			
	電話番号	TEL ( ) -	TEL ( ) -	
	給付金振込先	銀行 金庫 信用金庫 農協	銀行 金庫 信用金庫 農協	銀行 金庫 信用金庫 農協
		普通預金	口座番号 No. フリガナ 口座名義	普通預金
変更年月日	平成	年	月	
上記のとおり変更しましたので届けます。				
一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 殿				
平成 年 月 日				
退職医療組合員(名前) <span style="float: right;">(印)</span>				

# 各月の締切日・送金日です。ぜひご活用ください！



郵送した日に  
○印をすると  
いいかも！

(療養補助金・慶祝金・入院助成金 他)

- ・毎月10日(必着)までに届いた分は、その月28日に送金します。
- ・今後の締切日と送金日は、カレンダーのとおりです。

締切日

送金日

2017年 10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
<sup>24</sup> <sub>31</sub>	25	26	27	28	29	30

2018年 1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
<sup>23</sup> <sub>30</sub>	24	25	26	27	28	29



## ◆退職医療組合員番号について◆

事業への申込み（1日人間ドック・研修旅行）等で、退職医療組合員番号を記入する必要があります。ご自分の組合員番号がおわかりにならない場合は、今回送付しました封筒の宛名ラベルに表示していますので、参考にしてください。

### 【宛名ラベル】

〒〇〇〇-〇〇〇〇
_____
_____様
(000 <u>12555</u> -1)

(例) 組合員番号は、12555です。

## 平成30年度「互助だより」の発行予定

No.111 5月10日頃を予定しています

### 編集雑記

各種請求書に、一筆添えてくださる方がおられます。毎日、多くの事務書類に埋もれて仕事をする中で、その一筆の言葉に癒されたり励まされたりして、ホッとできる一時です。

今やメールが主流となってきたような感じがしますが、直筆は、何とも言えない魅力があり何回も読み返してしまいます。もちろん、『青い山脈』（石坂洋次郎）のような誤字ありません。（これがお分かりの方は、文学がお好きな方、もしくは映画がお好きな方とお見受けします。）

さて、秋の夜長となり、今宵は、疎遠となっている方にお手紙など書かれてみてはいかがでしょう。時候の挨拶文をご紹介します。参考になれば幸いです。

- ・夜毎の虫の音に、深まりゆく秋を感じるころとなりましたが、（お元気で過ごしてでしょうか）
- ・吹く風もさわやかな秋晴れの日は続いています、（お元気で過ごしのことと存じます。）
- ・ひと雨ごとに秋の色が深まり…。
- ・秋空高く、さわやかな毎日が続きますが…。
- ・めっきり涼しくなりました。

